

阪南大学社会連携ポリシー

2023（令和5）年10月13日制定
（2023年度第5回企画運営会議承認）

本学がめざす大学像として掲げる「知の資材を活かして地域社会と国際社会に貢献する」ことを通じて「自由と清新の気風のもと、チャレンジ精神旺盛な意欲ある学生を育て、幅広い教養を持つ国際的なビジネスパーソンとして成長させる」使命を実現するため、以下のとおり社会連携活動・社会貢献活動に関する方針を定める。

（活動の原則）

1. 本学の人的・知的資源を活用し、地域・企業・自治体等（以下、連携先）と本学の双方が協働し、諸問題の解決や地域の発展等につながる取り組みであること。
2. 本学主催者の専門分野・研究分野との関連性が明確であり、研究の成果を実践する場としても有意義であること。
3. 活動の成果を社会に還元すると同時に、連携先との関係性強化や継続的な活動の実施を通じて得られた新たな知見や経験が、本学の研究力・教育力の向上に資するものであること。
4. 協働と相互発展を礎とし、社会連携・社会貢献活動が研究の促進から教育の質向上へ、さらに学生満足度の向上、大学の価値向上へとつながるサイクルを実現できるものであること。

（活動内容例）

活動内容例については別途記載する。

（情報公開について）

1. 活動の成果や事例は広く一般に公開し、社会貢献への責務に取り組む姿勢を示すと共に本学の知名度および価値向上につなげること。
2. 事業化や特許等、秘匿性が高い情報についてはその取り扱いに十分配慮しつつ、適切な時期・内容を以て公開すること。

（法令等の遵守について）

1. 活動の実施にあたっては、本学の諸規程および各種法令等を遵守すること。

（所管課）

社会連携ポリシーに関する事項は社会連携委員会および研究部社会連携課が取り扱う。

以上

(活動内容例)

1. 受託研究・共同研究・調査研究等、研究の成果が社会への還元につながるもの
2. 講演依頼、連携先からの各種委員等への就任依頼の受諾
3. 連携先の諸問題・課題解決に向けた調査および結果を踏まえた提言
4. 地域の発展や生活環境の改善、福祉に関する取り組み
5. 研究者の専門性と共に、学生の視点や行動力を活かした取り組み
6. 地域イベントへの参画や、連携先の課題等の解決につながる企画の提案および実施

(留意事項)

1. 活動の実施にあたっては参加者への安全配慮に万全を期し、必要に応じて保険への加入や不慮の事故等に適切に対応できるようにすること。
2. 本学と連携先が有する資源を有効に活用すると共に、双方が応分の負担を以て活動を行うこと。
3. 宗教の布教や特定の政党あるいは政治団体に加担する政治活動は行わないこと。
4. 単なる労働力あるいは施設設備の提供のみに帰結する活動は行わないこと。
5. 連携先となる企業・団体等についてはその実態を明確にし、反社会的勢力等との不適切な関係が生じないようにすること。